

再々公示：次の案件については、2016年8月10日に公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため、再公示致します。

番 号：160564

国 名：タンザニア

担当部署：タンザニア事務所

案件名：東アフリカ共同体（EAC）自動車製造業振興に係る政策立案支援（産業政策立案）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：産業政策立案
- (2) 格 付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年12月上旬から2017年6月末まで
- (2) 業務M/M：国内 2.50M/M、現地 1.73M/M、合計 4.23M/M
- (3) 業務日数：

|            |                        |          |
|------------|------------------------|----------|
| ①国内作業期間    | (2016年12月上旬)           | : 国内 5日  |
| ②第1次現地派遣期間 | (2016年12月中旬)           | : 現地 14日 |
| ③国内作業期間    | (2016年12月下旬～2017年1月中旬) | : 国内 10日 |
| ④第2次現地派遣期間 | (2017年1月中旬～下旬)         | : 現地 14日 |
| ⑤国内作業期間    | (2017年2月上旬)            | : 国内 5日  |
| ⑥第3次現地派遣期間 | (2017年2月中旬)            | : 現地 7日  |
| ⑦国内作業期間    | (2017年2月下旬～3月上旬)       | : 国内 15日 |
| ⑧第4次現地派遣期間 | (2017年3月中旬)            | : 現地 7日  |
| ⑨国内作業期間    | (2017年4月上旬～5月上旬)       | : 国内 10日 |
| ⑩第5次現地派遣期間 | (2017年5月中旬)            | : 現地 10日 |
| ⑪帰国後整理期間   | (2017年5月下旬～6月下旬)       | : 国内 5日  |

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月16日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月30日（水）までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16 点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
  - ①類似業務の経験 40 点

|                   |     |
|-------------------|-----|
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点  |
| ③語学力              | 16点 |
| ④その他学位、資格等        | 16点 |
| (計100点)           |     |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 類似業務  | 二輪・四輪産業等の製造業振興政策立案支援 |
| 類似地域  | アジア（ASEAN或いは南アジア）    |
| 語学の種類 | 英語                   |

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

東アフリカ共同体（East African Community, 以下 EAC）は、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、南スーダンの東アフリカ諸国により結成された地域共同体で、関税・貿易や交通インフラをはじめ、産業開発、農業、環境などの特定分野の地域間協力が進められている。

JICAは過去10年余にわたってEAC事務局に常駐アドバイザーを派遣し、現在4代目となる。これまで広域（越境）インフラ整備案件の発掘・形成および実施促進に傾注してきたが、本専門家の2015年度業務計画より、投資環境・ビジネス環境改善に係る領域の比重を高めている。

EAC域内では、近年高い経済成長を実現している一方、農業中心の経済構造からの転換、および製造業の振興による付加価値の創出が、共通の課題である。製造業の振興にあたり、EACではこれまで繊維産業や皮革産業などの特定産業の振興政策を策定している。最近では二輪・四輪産業において、現地生産の実現に向けた政策的な誘導もあり、ケニアを中心に組立製造（CKD）を中心に行われている。例えば、四輪車の製造については、いすゞ、トヨタ、三菱、日野等の日系の商用車の組立製造（CKD）が行われている。二輪の製造については、インドや中国企業の他、ホンダやヤマハなどの日系メーカーの二輪車の組立製造が行われている。また、EACは域内に二輪・四輪の中古車が広く流通している状況から、現在、輸入代替による二輪・四輪産業の更なる発展の可能性を積極的に探ろうとしている。これは、二輪・四輪産業の製造業におけるシンボリックな位置、同産業の裾野の広さ、国内生産や雇用面のインパクトの大きさに着目したものである。

そうした中で、EACでは2015年2月に開催されたEAC首脳会合で共同声明を発表し、担当閣僚会合に対し、域内の自動車製造業の振興と中古車輸入削減の方策を検討するよう、指示を出した。さらに翌2016年3月のEAC首脳会合共同声明では、EAC事務局に対して、域内の自動車産業振興に関する包括的な調査（Comprehensive Study on Automotive Industry in EAC region）を実施し、2016年11月及び2017年4月に開催予定のEAC首脳会合で進捗を報告するよう指示をしている。（注：但し、2016年11月首脳会合は2017年1月開催に変更される可能性大。）

それを受け、2016年2月、EAC事務局より、JICAタンザニア事務所に対し、上記報告のための①アフリカ、ASEAN地域への視察、②域内の自動車産業振興政策立案に係る包括的な調査実施に係る技術的・資金的支援に対する要望レターが提出された。

それに対して、JICAタンザニア事務所は、EAC事務局と協議・合意し、協力内容及び作業スケジュール、両者の役割分担を明確化した覚書（Memorandum of Cooperation=MOC）を締結し、上記報告のための支援を行うこととなった。

（上記覚書で合意された協力内容）

EACから要望があった上記アフリカ、ASEAN地域への視察、及び域内の自動車産業振興政策立案に係る包括的な調査実施に係る技術的・資金的支援（=以下の①②と同じ）に、JICA側提案により、品質管理のための活動として以下③・④を加えたものである。①～④の調達・監理はJICAが直接行い、本公示の業務内容は以下④に該当する。本業務従事者はJICAの監理のもと、①～③と連携して業務を進める。

#### 支援内容①：ローカルコンサルタントによる調査（2016年9月上旬～2017年6月下旬）

JICA タンザニア事務所より EAC 域内のローカルコンサルタント会社に外部委託し、域内自動車産業振興政策立案に係る包括的な調査を行っている。中間および最終成果を EAC サミットの各準備会合に報告を行う。なお、本ローカルコンサルタントは以下②の視察および③の本邦有識者の知見共有 WS にも参加した。

#### 支援内容②：視察（2016年9月下旬～10月上旬実施済み）

2017 年 4 月のサミットに向けて、EAC 関係者が自動車製造業の振興と中古車輸入削減について、当該産業の産業特性や地域の現状を踏まえた現実的な方策（案）を取り纏め、域内における当該産業の健全な発展に結びつくよう、EAC 事務局および EAC メンバー国代表者（計 15 名程度）に対し、EAC 3 カ国（ケニア、タンザニア、ウガンダ）、ASEAN 1 カ国（ベトナム等）、および日本への視察を行う機会を提供するもの。

この視察を通じて、海外直接投資（FDI）の分散と集積に基づく事業展開パターン、二輪・四輪産業のもつ産業特性、発展段階、その各ステージに応じた政策・規制のあり方に關する ASEAN 等の経験を学習することにより、EAC 事務局及び加盟国関係者が自動車産業振興に関する見識を高めることを期待している。

#### 支援内容③：本邦有識者（2016年9月中旬～2017年6月下旬予定）

新興国・途上国の自動車産業育成に精通した大学の教授等の本邦有識者を招へいし、（ア）EAC 事務局および EAC メンバー国代表者向けに自動車産業に関する知見の共有（視察中の WS 開催を予定）、（イ）視察中の議論の方向付け、（ウ）ローカルコンサルタントの成果物のレビューを行う。本邦有識者の関与によって、EAC 事務局及び加盟国関係者の FDI の事業展開パターンや当該産業に対する理解深化をサポートする。

#### 支援内容④：本邦コンサルタント（2016年10月中旬～2017年6月下旬予定）

本邦コンサルタントには、より実務的な観点から、上記①および③と連携し、ローカルコンサルタントの成果物レビューに関与し、同成果物の品質を確保することを依頼するものである。

本邦有識者および本邦コンサルタントは、JICA が関与するプロセス及びスケジュールのうち、ローカルコンサルタントが上記スケジュールで提出する各種成果物に対して、JICA と協業のもとにレビューを行うことを想定している。なお、EAC 首脳会合のスケジュールおよび協力にあたる留意点については、末尾の特記事項参照。

### 7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA タンザニア事務所および EAC 事務局に派遣中の JICA 専門家、その他関係者と密接な協議・連携を行いつつ、EAC 自動車製造業産業振興に係る政策立案支援に係る品質管理のための業務を行う。主な担当業務は、先述の支援内容の①および③と連携し、ローカルコンサルタントの成果物レビューに関与し、同成果物の品質を確保することである。スケジュールを含めた、より具体的な担当事項は次の通り。

#### （1）国内準備期間（2016年12月上旬：5日）

- ア 既存資料の収集と現状の整理・分析を行う。（含：視察ツアーレポート、第1回及び第2回進捗報告書）
- イ JICA タンザニア事務所に事業実施計画書（和文）を作成・提出する。（注：メールおよび JICA ネットによる TV 会議を通じて、議論し、最終的に完成させる。）

#### （2）第1次現地派遣期間（2016年12月中旬：14日）：タンザニアおよびケニア、南ア（※）

- ア タンザニア及びケニア（※）を訪問し、二輪及び四輪産業の現状等に関する情報収集・分析を行う。（訪問先には、地場および日系の企業、現地政府、本邦大使館・JICA・JETRO 等を含む）

- イ ローカルコンサルタントの調査の進捗に応じ、適宜面談して直接助言を行う。
- ウ ローカルコンサルタントより提出される第1版ドラフトファイナルレポート（12月中旬予定）のレビュー、および、JICAと本邦有識者からのコメントのとりまとめを行う（英文）。

（※）必要に応じて、ウガンダおよびルワンダも訪問対象となる可能性あり。また、第1次現地派遣期間は本邦有識者の現地訪問への合流になる可能性大。

（3）国内作業期間（2016年12月下旬～2017年1月中旬：10日）

- ア ローカルコンサルタントより提出される第1版ドラフトファイナルレポート（12月中旬予定）のレビュー、および、JICAと本邦有識者からのコメントのとりまとめを行う（英文）。

（4）第2次現地派遣期間（2017年1月中旬～下旬：14日）：タンザニアおよびケニア（※）

- ア タンザニア及びケニア（※）を訪問し、二輪及び四輪産業の現状等に関する情報収集・分析を行う。（訪問先には、地場および日系の企業、現地政府、本邦大使館・JICA・JETRO等を含む）

イ ローカルコンサルタントの調査の進捗に応じ、適宜面談して直接助言を行う。

（※）必要に応じて、ウガンダおよびルワンダも訪問対象となる可能性あり。

（5）国内作業期間（2017年2月上旬：5日）

- ア ローカルコンサルタントより提出される第2版ドラフトファイナルレポート（2月上旬予定）のレビュー、および、JICAと本邦有識者からのコメントのとりまとめを行う（英文）。

（6）第3次現地派遣期間（2017年2月中旬：7日）：タンザニアおよびケニア

- ア 4月末のEACサミットへに向けて2月下旬に開催される第二回EAC専門家会合（Experts Meeting）に出席し、JICA内部向けの報告書（和文）を作成、JICAタンザニア事務所に提出する。EAC専門家会合では、必要に応じて、本邦有識者と協力して、発表等インプットを行うことを想定する。

（7）国内作業期間（2017年2月下旬～3月上旬：15日）

- ア ローカルコンサルタントより提出される第3版ドラフトファイナルレポート（3月上旬予定）のレビュー、および、JICAと本邦有識者からのコメントのとりまとめを行う（英文）。

（8）第4次現地派遣期間（2017年3月中旬：7日）：タンザニアおよびケニア

- ア 4月末のEACサミットへに向けて3月中～下旬に開催されるEAC専門家最終検討会（Validation Workshop）に出席し、JICA内部向けの報告書（和文）を作成、JICAタンザニア事務所に提出する。EAC専門家最終検討会では、必要に応じて、本邦有識者と協力して、発表等インプットを行うことを想定する。

（9）国内作業期間（2017年4月上旬～5月上旬：10日）

- ア （8）アのEAC専門家向け最終報告会（Validation Workshop）後、ローカルコンサルタントによるドラフトファイナルレポートの更新内容のレビュー、およびJICAと本邦有識者からのコメントのとりまとめを行う（英文）。

イ 4月末のEACサミット後、ローカルコンサルタントによる最終報告書提出前の最終レビュー、および、JICAからのコメントとりまとめを行う（英文）。

（10）第5次現地派遣期間（2017年5月中旬：10日）：タンザニアおよびケニア

- ア ローカルコンサルタントによる最終報告書提出後に実施される、民間事業者向けの成果報告セミナーに参加し、成果を報告書（和文・英文）としてとりまとめ、JICAタンザニア事務所に提出する。必要に応じて、本邦有識者と協力して、発表等インプットを行うことを想定する。

(11) 帰国後整理期間（2017年5月下旬～6月下旬：5日）

ア 専門家業務完了報告書（和文）を作成する。

イ JICA主催の報告会に参加し、業務の最終報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりで、電子データをもって提出することとする。

なお、本契約における成果品は（5）専門家業務完了報告書とする。

（1）業務実施計画書（全体）

和文（JICAタンザニア事務所、JICAアフリカ部）

（2）EAC専門家会合（2017年2月分）・最終検討会（1回）出席報告書（JICA内部向け）

和文（JICAタンザニア事務所、JICAアフリカ部）

（3）民間事業者向けの結果報告セミナー（1回）出席報告書

和文（JICAタンザニア事務所、JICAアフリカ部）

英文（JICAタンザニア事務所、JICAアフリカ部、EAC事務局、EACメンバー国）

（4）専門家業務完了報告書

和文（JICAタンザニア事務所、JICAアフリカ部）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」（<http://www.JICA.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参考照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃および日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に記入して下さい）。

現地派遣については、日本→タンザニア（ダルエスサラーム）→ケニア（ナイロビ）→タンザニア（ダルエスサラーム）→日本を標準とします。但し、第1次現地派遣については、日本→南ア→タンザニア（ダルエスサラーム）→ケニア（ナイロビ）→タンザニア（ダルエスサラーム）→日本を標準とします。

（2）直接人件費

直接人件費は、2016年度単価を上限とします。

（<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>）

## 10. 特記事項

（1）EAC首脳会合のスケジュールおよび協力の留意点の補足

① EAC首脳会合のスケジュール

EAC首脳会合の所定プロセス及びスケジュールを踏まえた業務への従事の必要性：向こう2回のEAC首脳会合は2017年1月および2017年4月下旬を予定されている。（注：但し、2017年1月の会合は当初2016年11月下旬開催予定だったものであり、当初予定どおり開催される可能性は残る。）

EACにおいては、首脳会合に向けて所定のプロセスが決められており、今回の一連の支援を行うにあたって、同プロセスを念頭におく必要がある。各EAC首脳会合にむけたスケジュールは以下の通り（詳細は配付予定の参考資料を参照）。

2016年10月下旬：

EAC専門家会合（Experts Meeting）（EAC加盟国の産業省担当局長級）開催済み

2017年1月上～下旬：

EAC加盟国の産業大臣級、EAC担当省庁大臣級会合。首脳会合

2017年2月中旬～3月中旬：

EAC専門家会合（Experts Meeting）（注：出席者レベルは10月下旬の回答と同様）を2回開催。内1回はEAC専門家最終検討会（Validation Workshop）として開催される。

2017年4月上～下旬：

EAC加盟国の産業大臣級、EAC担当省庁大臣級会合。首脳会合

今回のJICAによる一連の支援では、上記プロセス及びスケジュールに合わせ、視察ツアーのアレンジ、別途外部委託するローカルコンサルタントによる各種成果物取り纏め、関連会合への技術面・資金面の支援を行っている。また、2017年5月にEAC事務局及びJICA共催で、二輪・四輪産業の業者を対象としたセミナーを開催する予定である。（注：具体的スケジュールの想定は別途配付する全体スケジュールを参照。）

## ② 協力にあたる留意点

JICAのEACへの本協力の主たる背景は、上記に記載したとおりであるが、それに加えて、在ナイロビを中心とした日系の自動車製造業関連企業の期待があげられる。過去、ケニアにおいて現地調達率の設定など、自動車製造業にとっては非現実的な政策・法案が立案され、都度、在ケニアの二輪、四輪業界の申し入れにより、それら施策の実施が停止された経緯がある。そこから、EAC域内における日系自動車関連企業の事業展開に障害となるような政策が首脳間で合意されることへの懸念があり、本協力を通じて現実的な政策的方向性が打ち出される素地がつくられることが期待されている。

こうした背景を踏まえ、JICAが本支援に取り組むにあたって、対EAC向けに、質の高い自動車産業振興政策立案に貢献するとともに、JETROナイロビや域内の在外公館等の日系関係機関との連携が求められている。日本側関係機関における調整は、JICA、関係在外公館、JETROナイロビ事務所が行うが、本コンサルタントにおいても、かかる視点への留意が求められる。

EACへの本協力にあたっては、EAC事務局及びメンバー国（ケニア）の産業政策立案の関係者に対して、以下の教育的配慮をもって取り組む必要がある。

- ア. 自動車産業、ひいては外資導入による工業化政策の在り方について理解を深める。
- イ. 具体的には、製造業分野のFDI展開（サプライチェーン、分散と集積など）、自動車産業という業種そのもの、途上国での事業展開の経路、それを支える貿易・投資環境について、アセアン及びその他地域の経験に基づき、理解を深める。その際、サポートティング・インダストリー育成、中古車輸入の問題をどのように捉えるべきかについても理解を深める。

他方、JICAとしては、本件コンサルタントに対し、ローカルコンサルタントと本邦有識者の中間に位置する橋渡し的な役割を担うことを期待している。そのため、上記教育的配慮に関する活動以前の大前提として、ローカルコンサルタントが作成する各種報告書類（含：ドラフト）の内容をタイムリーに分析し、本邦有識者と密に連絡をとりながら、JICA側コメントを取り纏め、ローカルコンサルタントに送付し、それを踏まえてローカルコンサルタントが作成する修正版の内容をタイムリーに確認するなど、ファシリテーター、コーディネーター的な役割を果たすことが特に重視される。また、教育的な配慮から各国訪問時に政府関係者（産業省及び関税など関連政策の担当省庁）に対し、本コンサルタントによる二輪、四輪産業に関するセミナー（半日程度）の開催する可能性がある。

## （2）業務日程／執務環境

### ① 現地業務日程

現地業務日程は2-(3)の通りですが、EAC事務局との調整により一部変更が入る可能性があります。

### ② 現地業務体制

本業務従事者は、JICAタンザニア事務所およびEAC事務局に派遣中のJICA専門家、その他関係者と密接な協議・連携を行いつつ、指定の業務内容に従い活動を行います。

③ 便宜供与内容

(7) 空港送迎

あり

(4) 宿舎手配

あり

(9) 車両借り上げ

必要な移動に係る車両の提供

(1) 通訳雇用

なし

(オ) 現地日程のアレンジ

視察ツアーを含めた、現地日程のアレンジはJICAが行います。

(3) 参考資料

① 公開資料：本業務に関する以下の資料がEACウェブサイト（<http://www.eac.int>）で公開されています。

- JOINT COMMUNIQUÉ: 17TH ORDINARY SUMMIT OF THE EAST AFRICAN COMMUNITY HEADS OF STATE (No.14 が本業務に関する該当箇所)

② 配布資料：本業務に関する以下の資料をJICAタンザニア事務所（e-Mail: tz\_oso\_rep@jica.go.jp）より電子メールにてソフトコピーを配布いたします。

- JICAによる本支援の全体スケジュール
- ローカルコンサルタントへの業務指示書（抜粋）

(4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② タンザニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上